

**テーマ** : 医師の応召義務

### **「応召義務」とは**

医師法 19 条 1 項 (歯科医師法 19 条 1 項) は、「診療に従事する医師 (歯科医師) は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」と定めている。したがって、医師及び歯科医師には患者の診察に応じる義務があり、これを「応召義務」という。

### **医師法 19 条 1 項の「正当事由」**

応召義務における「正当事由」については、極めて狭く解されており、医療費の不払があっても原則として正当な事由にはならないと解されている (昭和 24 年 9 月 10 日医務局長通知・同 30 年 7 月 26 日の医務局長回答)。これは、医師が国民の生命と健康を守る職責を迫っているからであり、度々医療費の不払がありかつ緊急性のない場合 (急施を要しない場合) など限定された場合にしか診療拒否は認められない。この考え方からすれば、伝染性の疾患が疑われる場合でも、医師は診療拒否できないことになる。

### **応召義務の法的性質**

このような応召義務は、診療契約上の義務ではなく、医師法に定める公法上の義務つまり医師、歯科医師の国に対する義務であり、診療契約が成立する前でも応召義務は発生すると解されている。したがって、応召義務違反は診療契約の不履行とはならないが、判例上、応召義務違反という公法上の義務違反による慰謝料請求、不法行為に基づく損害賠償請求が認められている。また、事案によっては、医師、歯科医師の品位を害する行為に当たるとおそれもあり、応召義務違反は懲戒の対象となりうる。

### **実務上の留意点**

近時、新型コロナウイルスの感染が急拡大しているが、以上のような応召義務からすれば、医師は、確定的な診断がなされていない段階 (検査結果が出る前の時点) では新型コロナ感染症が疑われることを理由として診療拒否できないと思われる。ところが、他方、感染地域においては医療用器材の不足が顕著であり、クリニックを介してクラスターが発生している。このような場合には、事情によっては当該医師が安全配慮義務違反に基づく責任を問われるおそれもあり、最前線で感染症と闘っている医師は板挟みの状態にある。こういった状況から考えても、医療用の器材を最優先で確保すべきことは当然であり、危機的な状況にあるからこそ買占め、過剰な買ひだめは厳に慎む必要がある。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.72 は、「債権法改正と住宅瑕疵」(20S24)の予定 (2020/6 発行予定)としております。

以上